

## 前回審議会からの変更点一覧

前回	ページ	修正後
<b>1章</b>		
地域のつながりの希薄化により社会的孤立や、8050問題、ダブルケア、引きこもりといった複合的な課題や狭間の課題を抱えた世帯の増加、地域福祉活動の担い手の不足など、地域福祉における課題は多様化・複雑化しています。	2	地域のつながりの希薄化による社会的孤立、 <u>周囲に相談できず心身に負担を抱える家族介護者（ケアラー）の増加</u> 、8050問題、ダブルケア、引きこもりといった複合的な課題や狭間の課題を抱えた世帯の増加、地域福祉活動の担い手の不足など、地域福祉における課題は多様化・複雑化しています。
—	2	<u>【ケアラー】高齡や障がい等の理由により援助を必要とする家族等に日常生活の世話などの介護や援助を提供する方。北海道では令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」、令和5年3月に「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示された。札幌市においては、令和5年1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むとともに、北海道の条例・計画に基づき相談支援体制の整備を進め、高齡福祉・障がい福祉など各分野における支援の充実や分野横断的な連携体制の構築に取り組んでいくこととしている。</u>  ※注釈追加
<b>2章</b>		
令和3年(2021年)に策定した札幌市成年後見制度利用促進基本計画では、基本理念として「一人ひとりの意志と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を掲げ、以下の3つの基本目標を立てました。また、計画の成果を確認するため基本目標ごとに成果指標を設定しています。	22	令和3年(2021年)に策定した札幌市成年後見制度利用促進基本計画では、基本理念として「一人ひとりの意志と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を掲げ、以下の3つの基本目標を立てました。また、計画の成果を確認するため基本目標ごとに成果指標を設定しています。
しかし、これまで増加傾向が続いてきた本市の人口について、減少局面を迎えており、人口構造の変化が予想されています。	24	<u>しかし、これまで増加傾向が続いてきた本市の人口について、今後は減少が予想されています。</u>  ※グラフへ令和12年の総人口を追加
65歳以上の高齡者が総人口に占める割合（高齡化率）は、高齡社会といわれる14%を平成12年(2000年)に超えました。その後も高齡化率は上昇し、平成27年(2015年)の国勢調査では、超高齡社会といわれる21%を超えて24.9%となり、令和2年(2020年)には4人に1人以上が高齡者となっています。	25	65歳以上の高齡者が総人口に占める割合（高齡化率）は、高齡社会といわれる14%を平成12年(2000年)に超えました。その後も高齡化率は上昇し、平成27年(2015年)の国勢調査では、超高齡社会といわれる21%を超えて24.9%となり <u>ました。</u> 令和2年(2020年)には4人に1人以上が高齡者となっており、 <u>令和12年(2030年)には高齡化率は31.3%まで上昇すると見込まれています。なお、同じ札幌市内でも地域によって高齡化率には差があります。</u>  ※グラフへ令和12年の高齡化率の推計値を追加

前回	ページ	修正後
<p>高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や、ともに65歳以上の夫婦世帯が急速に増加しています。平成27年(2015年)の国勢調査では、一人暮らし高齢者が10万世帯を超え、令和2年には121,789世帯となっています。また、ともに65歳以上の夫婦世帯も99,077世帯と増加しています。</p>	29	<p>高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や、ともに65歳以上の夫婦世帯が急速に増加しています。平成27年(2015年)の国勢調査では、一人暮らし高齢者が10万世帯を超え、令和2年(2020年)には121,789世帯となっています。また、ともに65歳以上の夫婦世帯も99,077世帯と増加しています。</p> <p><u>一人暮らし高齢者世帯は今後も増加が予想され、令和12年(2030年)には155,500世帯となる見込みです。</u></p> <p><u>※グラフへ令和12年の単身高齢者世帯の推計値を追加</u></p>
<p>高齢者や障がいのある方などの増加に伴って、困りごとを抱える市民に対する、より一層の支援が必要とされています。</p>	39	<p><u>社会構造の変化や、地域生活課題への理解や関心が高まりつつある中、地域で支援を必要とする方が増加・顕在化してきています。</u></p>
<p>—</p>	39	<p><u>【地域生活課題】福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題</u></p> <p><u>※注釈追加</u></p>
<p>・育児介護の同時進行(ダブルケア)や無職でひきこもり状態にある子と要介護高齢者の親(8050問題)など、介護を必要とする人の問題だけではなく、家族全体の課題を抱える世帯 など</p>	40	<p>・<u>家族介護者(ケアラー)の負担の増加</u>や育児介護の同時進行(ダブルケア)、<u>無職でひきこもり状態にある子と要介護高齢者の親(8050問題)</u>など、介護を必要とする人の問題だけではなく、家族全体の課題を抱える世帯 など</p>
<b>3章</b>		
<p>本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会 など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルス感染症により停滞してしまった地域活動福祉活動のスタートに向けて支援を行っていきます。</p>	42	<p>本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会 など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルス感染症により停滞してしまった地域活動福祉活動のスタート <u>及び持続可能な地域福祉活動に向けた</u>支援を行っていきます。</p>

前回	ページ	修正後
<p><b>4章</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日常生活も徐々に取り戻されてきている中、福まち活動を再び盛り上げて、地域のつながりを取り戻し、地域福祉活動を将来的に持続可能なものとしていかななくてはなりません。</p>	49	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日常生活も徐々に取り戻されてきている中、福まち活動を再び盛り上げて、地域のつながりを取り戻す<u>必要があります。</u></p> <p><u>また、感染症等により地域活動が停滞することがあった際にも見守り活動を継続できるような対応を検討するなど、</u>地域福祉活動を将来的に持続可能なものとしていかななくてはなりません。</p>
<p>避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいがある方を対象とした個別避難計画作成の取組を、行政が主体となって進めます。</p>	58	<p>避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいがある方を対象とした個別避難計画作成<u>について、</u>行政が主体となり、<u>令和6年(2024年)のモデル実施を経て、取組を進めます。</u></p>
<p>・きめ細かい相談支援を受けることができる体制を充実させていきます。</p>	61	<p>・きめ細かい相談支援を受けることができる体制を充実させるとともに、<u>市民にわかりやすい情報発信に努めて</u>いきます。</p>
<p>「生活就労支援センター（STEP）」</p>	61 69 70 74 83	<p>「生活就労支援センター（<u>ステップ</u>）」</p>
<p>「地域包括支援センターの機能強化事業」では団塊ジュニアが高齢者となる2040年を見据え、フレイル改善を強化するための専門員のモデル配置や、専門職員の処遇改善等を実施していきます。</p>	62	<p>「地域包括支援センターの機能強化事業」では団塊ジュニアが高齢者となる2040年を見据え、フレイル改善<u>及び、チームオレンジを推進し、認知症支援を強化する専門員の配置や、</u>専門職員の処遇改善等を実施していきます。</p>
<p>—</p>	63	<p><u>【チームオレンジ】本人・家族のニーズと認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み</u></p> <p><u>※注釈追加</u></p>
<p>—</p>	63	<p><u>「障がい者相談支援事業」では障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、生活の困りごとに対する相談などを行う障がい者相談支援事業所の相談体制の強化と相談員の処遇の改善を行います。</u></p> <p><u>※追加</u></p>

前回	ページ	修正後
「ひきこもり対策推進事業」については、ひきこもり地域支援センターを活用し、ひきこもり支援を実施するとともに、相談体制の増強に取り組みます。	63	「ひきこもり対策推進事業」については、ひきこもり地域支援センターを活用し、ひきこもり支援を実施するとともに、 <u>相談体制の強化を目指した取組や利用者のニーズ把握に向けた取組を行っていきます。</u>
—	63	<u>また、ひきこもりや8050問題、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携による取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。</u>  ※追加
さらに、複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年(2022年)度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う支援調整課を設置いたしました。	63	さらに、複合的な <u>福祉課題等</u> を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年(2022年)度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う支援調整課を設置しました。
さらに、地域連携ネットワークをより効果的に機能させ、個々の案件について円滑に対応するために、中核機関である札幌市成年後見推進センターがコーディネートの役割を担い、本人により身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携ができるつながりの構築に取り組みます。	66	さらに、地域連携ネットワークをより効果的に機能させ、個々の案件について円滑に対応するために、中核機関である札幌市成年後見推進センターがコーディネートの役割を担い、 <u>本人にとって</u> 、より身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携ができるつながりの構築に取り組みます。
このような相談対応だけでなく、本人の状況に応じて日常的な関わりを通じて本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう、本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が一体となりチームとして関わる体制づくりを進めます。	67	<u>今後は</u> このような相談対応だけでなく、本人の状況に応じて日常的な関わりを通じて本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう、本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が一体となりチームとして関わる体制づくりを進めます。
住居を失って生活に困窮する方を対象に、「ホームレス支援センター（JOIN）」が、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援を行うとともに、緊急的に一定期間、衣食住など日常生活を支援します。	71	住居を失って生活に困窮する方を対象に、「ホームレス <u>相談</u> 支援センター（JOIN）」が、緊急的に一定期間、衣食住など日常生活の支援（ <u>一時生活支援事業</u> ）を行うとともに、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援（ <u>自立相談支援事業</u> ）を一体的に行います。
子どもの学習生活支援事業	71	子どもの学習・生活支援事業

前回	ページ	修正後
—	74	<p><u>また、ひきこもりや8050問題、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携による取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。</u></p> <p>※追加</p>
<p>(2)複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年(2022)年度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う支援調整課を設置いたしました。 制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対する、子ども、障がい、高齢者などの属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組を推進していきます。</p>	75	<p>(2)複合的な<u>福祉課題等</u>を抱えた市民に対する支援体制の構築 複合的な<u>福祉課題等</u>を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年(2022)年度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う支援調整課を設置しました。 制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対する、子ども、障がい、高齢者などの属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組<u>や関係機関との連携体制の構築</u>を推進していきます。</p>
<b>5章</b>		
<p>世帯訪問等による高齢者などの見守り活動は地区福祉のまち推進センターの基本的かつ重要な活動です。 地域における孤立を防ぎ、困りごと抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげるために、全地区での見守り活動の実施・継続を目指し、福まち活動調整員の養成等、活動の支援を行います。</p>	79	<p><u>福祉のまち推進事業については、全地区での見守り活動の実施・継続をしていくことを目指して目標を設定しています。</u></p> <p>世帯訪問等による高齢者などの見守り活動は地区福祉のまち推進センターの基本的かつ重要な活動です。 地域における孤立を防ぎ、困りごと抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげるため、福まち活動調整員の養成等、活動の支援を行います。</p>
<p>地域福祉の推進には、多様な主体がそれぞれ可能な範囲で地域社会に参加し、つながり支え合っていくことが重要です。 多くの方に地域活動に参加いただくことにより、地域福祉活動の輪も広がっていくと考えられるため、様々な活動への参加のPRなどを行い、地域活動への参加者を増やしていきます。</p>	79	<p><u>地域福祉に関する市民意識調査において、地域活動に参加しない理由として、「情報が無いから」と回答した人が多かったことから、情報発信を行って活動参加者を増やしていくことを目指して目標を設定しています。</u></p> <p>地域福祉の推進には、多様な主体がそれぞれ可能な範囲で地域社会に参加し、つながり支え合っていくことが重要です。 多くの方に地域活動に参加いただくことにより、地域福祉活動の輪も広がっていくと考えられるため、様々な活動への参加のPRなどを行い、地域活動への参加者を増やしていきます。</p>
<p>互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいのある方を含め誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリーや合理的配慮等の普及啓発を行います。</p>	80	<p><u>札幌市のアクションプランの指標に則し、心のバリアフリーについて普及啓発を進めることを目指して目標を設定しています。</u></p> <p>互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいのある方を含め誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリーや合理的配慮等の普及啓発を行います。</p>

前回	ページ	修正後
<p>高齢者や障害のある方を含む全ての地域住民が、地域で安心して生活するためには、災害発生時に支え合うことが重要です。</p> <p>災害時の避難等に特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方など、災害時のリスクが特に高いと考えられる方を対象として、災害時に円滑に避難できるよう、避難場所や支援者等の情報を記載した個別避難計画を作成する取組について、行政が主体となり、令和6年(2024年)のモデル実施を経て、令和7年(2025年)から本格的に実施します。</p> <p>なお、個別避難計画は、対象者の内、本人の同意が得られた方について作成します。</p>	81	<p><u>本市における個別避難計画作成の取組は、災害時の避難等に特に支援を必要とする方のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方など、災害時のリスクが特に高いと考えられる方を対象として、本人の同意が得られた方についての作成から開始していきます。そのため、まずはこの対象者全員に計画作成についての働きかけを行うことを目指して目標を設定しています。</u></p> <p>高齢者や障がいのある方を含む全ての地域住民が地域で安心して生活するためには、災害発生時に支え合うことが重要です。</p>
<p>指標：地域包括支援センターが高齢者に関する相談を受けて対応した件数（初回のみ計上） 基準（2022年）：31,377件 目標（2029年）：40,000件</p> <p>指標：障がい者相談支援事業所の総相談件数（基幹相談支援センターを除く） 基準：155,862件 目標：160,000件</p> <p>高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センターや介護予防センター、障がい者相談支援事業所などの相談支援体制を強化し、地域の相談支援体制の充実を図ります。</p>	81	<p><u>指標：生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合</u> <u>基準（2022年）：12.1%</u> <u>目標（2029年）：16%</u></p> <p><u>指標：障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数</u> <u>基準：—</u> <u>目標：5,640件</u></p> <p><u>「障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数」は、相談員の人員体制強化や資質の向上を図り、必要なサービスの利用や対応する支援機関につなげるなど、相談者の課題を解決していくことを目指して目標を設定しています。</u></p> <p><u>「障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数」は、相談員の人員体制強化や資質の向上を図り、相談者の課題を解決していくことを目指して目標を設定しています。</u></p> <p>高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所など地域の相談支援体制の充実<u>強化</u>を図ります。</p>
<p>成年後見制度について正しく理解することで、制度利用が必要となった際に速やかな利用につながります。一般市民向けに制度に関する普及啓発を行うことや、関係機関の職員を対象に制度利用に必要な手続きなど実務に関する研修を行い、制度の認知度の向上を目指します。</p>	82	<p><u>成年後見制度について、市民の半数以上の方に制度の内容を知ってもらうことを目指して目標を設定しています。</u></p> <p>制度の認知度向上は、制度利用が必要となった方の速やかな利用につながります。一般市民向けに制度に関する普及啓発を行うことや、関係機関の職員を対象に制度利用に必要な手続きなど実務に関する研修を行い、制度の認知度の向上を目指します。</p>

前回	ページ	修正後
生活就労支援センター（STEP）を中心として、様々な支援機関等と連携しながら、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援などを実施します。	83	<p><u>国の定める目標と人口規模から目標を設定しています。</u>  生活就労支援センター（<u>ステップ</u>）を中心として、様々な支援機関等と連携しながら、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援などを実施し、<u>就労・増収へつなげる人を増やしていきます。</u></p>
施策7 地域福祉推進のための連携の取組	83	<p><u>指標：複合的な福祉課題等を抱える市民の支援方針が決まった割合</u>  <u>基準(2022年)：100%</u>  <u>目標(2029年)：100%</u>  <u>【考え方】</u>  <u>支援調整課において対応した複合的な福祉課題等を抱える市民全てに対して支援方針を決めていくことを目指して目標を設定しています。</u>  <u>令和4年(2022年)度からモデルとなる区役所に設置された支援調整課の取組を全区に拡大し、複合的な課題や制度の狭間の課題などの多様な地域福祉課題に対応するため、組織横断的な情報の共有、支援方針の検討、役割分担を行っていきます。</u></p>